

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日になるときは、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則(会計課)
◇告 示 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健課)

(土地改良区の役員の就退任(農村整備課))
県営土地改良事業計画の決定(〃)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)
土地収用法による事業の認定(管理課)

◇監査告示 流通業務団地造成事業に関する工事の完了(都市計画課)
鳥取県監査委員が管理する公文書の公開に関する規程の一部改正

公布された規則のあらまし

◇鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

- 一 証紙代金収納計器による表示に用いる印の印影及び始動票札の形式を変更することとした。(別表第三、様式第四号の二関係)
- 二 元売りさばき人は、十四日ごとに始動票札の交付を受けなければならないこととした。(第十條第一項関係)
- 三 小売りさばき人は、始動票札に記録されている金額が零になったときは、当該始動票札を知事に提出しなければならないこととした。(第十六條第三項関係)
- 四 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 五 この規則は、平成十一年八月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十一年七月三十日

鳥取県知事 片 山 善 博

様式第八号の二を次のように改める。

様式第8号の2 (第10条関係)

始 動 票 札 交 付 原 票					
会計課長	課長補佐	係 長	合 議	主 査	
年 月 日 送付					
元売りさばき人渡					
1,000,000円	2,000,000円	5,000,000円	10,000,000円	20,000,000円	30,000,000円
枚	枚	枚	枚	枚	枚
					合 計 額 円

印

1 始動票札 枚					
始 動 票 札 送 付 書					
内 訳					
1,000,000円	2,000,000円	5,000,000円	10,000,000円	20,000,000円	30,000,000円
枚	枚	枚	枚	枚	枚
上記のとおり送付します。					合 計 額 円
年 月 日					
元売りさばき人 御中					鳥取県出納長 印

印

1 始動票札 枚					
始 動 票 札 額 収 書					
内 訳					
1,000,000円	2,000,000円	5,000,000円	10,000,000円	20,000,000円	30,000,000円
枚	枚	枚	枚	枚	枚
上記のとおり領収しました。					合 計 額 円
年 月 日					
鳥取県出納長 様					元売りさばき人 印

様式第十三号の二を次のように改める。

様式第13号の2 (第14条関係)

始 動 票 札 請 求 書			
表示金額	数量	計	備考
円	枚	円	
合 計		①	
売りさばき手数料		②	
払 込 金 額		③=①-②	

上記の始動票札を請求します。

年 月 日
元売りさばき人 様

小売りさばき人
住 所
氏 名

印

※ 交付枚数	番号 No.

上記の始動票札及び売りさばき手数料を

を領収しました。

氏 名

印

備考 ※印欄は、元売りさばき人において記入すること。

様式第十五号の二を次のように改める。

様式第十五号の2 (第16条関係)

始 動 票 札 返 還 請 求 書

ただし (返還の理由)

内訳

始 動 票 札 番 号 No.	始動票札に記録 されている金額 円	手 数 料 額 円	差 引 現 金 円
番 号 No.			
計			

上記の始動票札を 年 月 日 に受領したことを証明します。

年 月 日

元売りさばき人

㊟

上記のとおり始動票札を添えて現金の支払を請求します。

年 月 日

鳥取県知事

様

小売りさばき人

住 所
氏 名

㊟

様式第十五号の三を様式第十五号の四とし、様式第十五号の二の次に次の様式を加える。

様式第十五号の3 (第16条関係)

使 用 済 始 動 票 札 返 還 書

表 示 金 額 円	数 量 枚	番 号 No.
合 計		

上記の使用済始動票札を返還します。

年 月 日

鳥取県知事 様

小売りさばき人

住 所
氏 名

㊟

附 則

この規則は、平成十一年八月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療期間を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成十一年七月三十日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はまゆう診療所	鳥取市野寺六二一	平成十一年七月十九日
老人保健施設はまゆう	〃	〃

鳥取県告示第四百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり松尾溜池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年七月三十日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 飯田 不二男 西伯郡大山町長田三四四
- 〃 深田 光章 西伯郡大山町妻木六八一
- 〃 深田 和雄 西伯郡大山町妻木四七一

- 〃 勝部 晃 西伯郡大山町富岡二四
 - 〃 種田 紀秋 西伯郡大山町安原一四四
 - 〃 田中 邦男 西伯郡大山町安原二七二
 - 〃 中島 薫 西伯郡大山町安原一三九
 - 〃 山根 朗義 西伯郡大山町平田九二
 - 〃 生田 政男 西伯郡大山町保田六
 - 〃 長谷川 武雄 西伯郡大山町保田一一
 - 〃 灘 脇 操 西伯郡淀江町大字今津三八一
 - 〃 山中 肇 西伯郡淀江町大字今津三四三
 - 〃 荒木 秀明 西伯郡淀江町大字淀江八四〇一一
 - 〃 福本 泰明 西伯郡淀江町大字淀江九六六
 - 〃 浅井 正仁 西伯郡淀江町大字淀江八六三一一
 - 〃 伊木 弟一郎 西伯郡大山町妻木四九九一一
 - 〃 山根 栄造 西伯郡大山町平田一三五
- 平成十一年五月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 飯田 不二男 西伯郡大山町長田三四四
- 〃 深田 光章 西伯郡大山町妻木六八一
- 〃 深田 政行 西伯郡大山町妻木六七六
- 〃 勝部 晃 西伯郡大山町富岡二四
- 〃 種田 紀秋 西伯郡大山町安原一四四
- 〃 中島 薫 西伯郡大山町安原一三九
- 〃 田中 邦男 西伯郡大山町安原二七二
- 〃 長谷川 武雄 西伯郡大山町保田一一
- 〃 齋木 克己 西伯郡大山町保田一七一二
- 〃 山根 朗義 西伯郡大山町平田九二

- 〃 灘 脇 操 西伯郡淀江町大字今津三八一
- 〃 山 中 肇 西伯郡淀江町大字今津三四三
- 〃 荒 木 秀 明 西伯郡淀江町大字淀江八四〇―二
- 〃 生 田 伸 一 西伯郡淀江町大字今津二五六―一
- 〃 浅 井 正 仁 西伯郡淀江町大字淀江八六三―二
- 監 事 伊 木 弟 一 郎 西伯郡大山町妻木四九九―一
- 〃 山 根 栄 吉 西伯郡大山町平田一一〇

平成十一年六月一日就任 任期四年

鳥取県告示第四百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営中山間地域総合農地防災事業南方地区農業用排水及び土留）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年七月三十日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成十一年七月三十一日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
智頭町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百九十五号

鳥取市が行う土地改良事業（うるおいのある村づくり対策事業砂見地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年七月三十日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成十一年七月三十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百九十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年七月三十日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 起業者の名称

江府町

二 事業の種類

江府町総合健康福祉センター建設事業

三 起業地

1 収用の部分 日野郡江府町大字江尾字上西屋敷地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

日野郡江府町大字江尾四七五

江府町役場

鳥取県告示第四百九十七号

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第一百十号）第三十条第一項の規定に基づき、米子市長から米子流通業務団地造成事業（第二工区）について工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年七月三十日

鳥取県知事 片 山 善 博

監 査 委 員 告 示

鳥取県監査委員告示第四号

鳥取県監査委員が管理する公文書の公開に関する規程（昭和六十三年八月鳥取県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十一年七月三十日

鳥取県監査委員	秋 田 直 武
鳥取県監査委員	船 越 英 男
鳥取県監査委員	奥 田 保 明
鳥取県監査委員	松 田 一 三

第五条第二項を次のように改める。

2 条例第九条第二号ホに規定する監査委員があらかじめ審議会の意見を聴いて定める情報は、次のとおりとする。

一 会議等の開催に伴う食糧費の支出に係る鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）第三十八条の二第一項に規定する支出負担行為書、同規則第四十条第一項に規定する支出仕訳書又はこれらに添付されている公文書に記載された、当該会議等に出席した者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名

二 交際費の支出に係る公文書に記載された当該交際費の支出の対象となつた者の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名

附 則

1 この告示は、平成十一年八月一日から施行する。

2 この告示による改正後の鳥取県監査委員が管理する公文書の公開に関する規程第五条第二項の規定は、この告示の施行の日以後に作成され、又は取得された公文書について適用し、同日前に作成され、又は取得された公文書については、なお従前の例による。